

配付用：概略版

**平成22年度 集団指導**  
**(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)**

A Group Guidance Of Okayama

Compliance  
Compliance

平成23年2月14日（月）

岡山県 保健福祉部 長寿社会課 事業者指導班

# 本日の内容

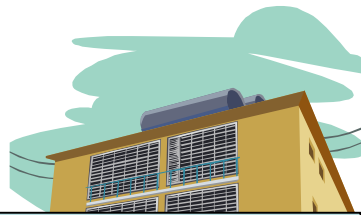
- 1 はじめに
- 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査
- 3 業務管理体制の整備について
- 4 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」改正概要
- 5 高齢者虐待防止について
- 6 介護保険法等改正の動向
- 7 前払金に係る契約の問題について
- 8 苦情窓口
- 9 「申請の手引き」改正
- 10 前回の集団指導資料から
- 11 介護予防更新（H24.4.1）の特例
- 12 「介護保険制度に関する世論調査」から
- 13 お知らせ（労働局）

# 本日のテキスト

- 1 平成22年度 集団指導(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)…配付用:概略版[パワーポイント資料]
- 2 ◎実地指導結果《ある施設で見られた事例と指導内容》
- 3 業務管理体制の整備について
- 4 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン  
〔出典:厚生労働省〕
- 5 施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト  
〔出典:認知症介護研究・研修仙台センター〕
- 6 有効だったケアの工夫例  
～平成21年度集団指導・アンケート結果から～
- 7 介護支援専門員の資格管理について(平成22年度版)
- 8 平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する介護予防サービスの更新  
手続について
- 9 「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」  
介護労働者の労働条件の確保・改善について(ご依頼)  
介護労働者を使用する事業場における《労働条件チェックリスト》  
〔岡山労働局配付資料〕

# 1 はじめに

Outline



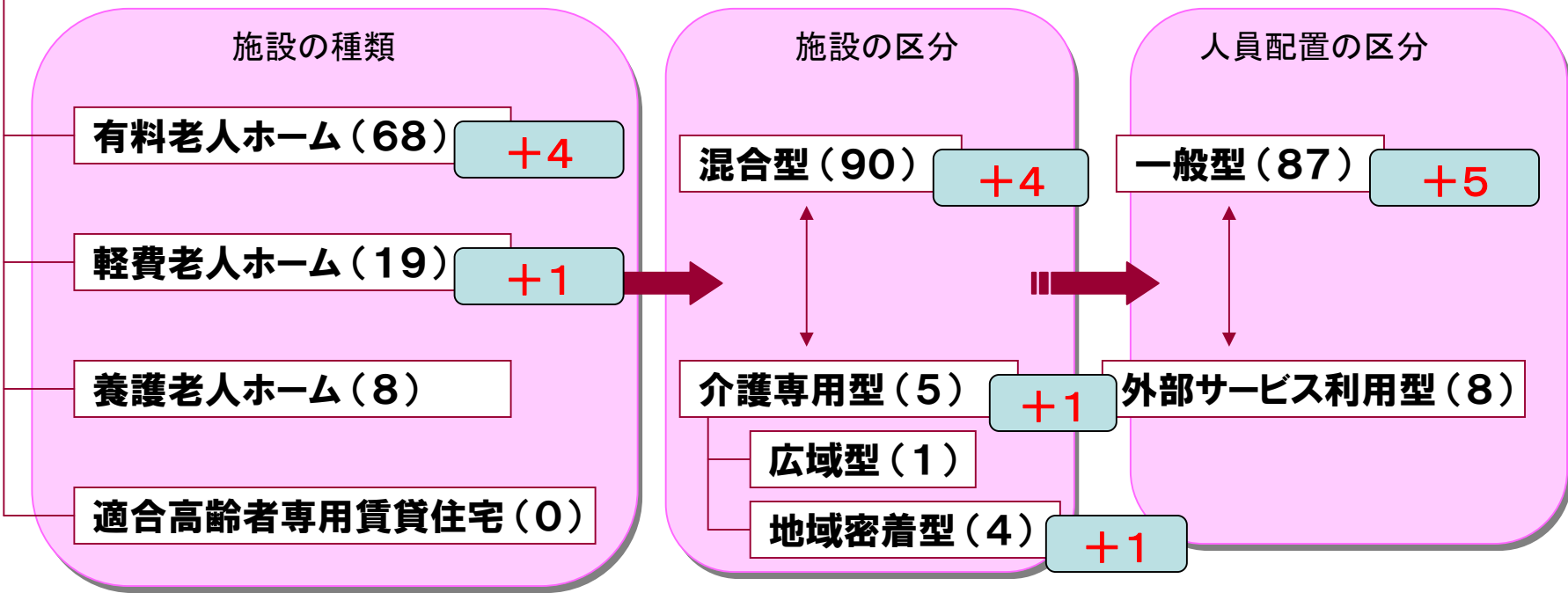
指定特定施設入居者  
生活介護事業所

H23.1.1現在

- ・介護保険法第8条第11項
- ・ “ 第8条第19項
- ・介護保険法施行規則第15条
- ・平成11年厚生省令第37号第174条第3項
- ・平成18年厚生労働省告示第264号

特定施設 95施設 **+5** **H22.2.1と比較**

など



1 はじめに②

Outline

	国	都道府県	市町村
ハード	有料老人ホーム基準 軽費老人ホーム基準 養護老人ホーム基準 適合高専賃基準 老人福祉法 老人福祉法施行規則 社会福祉法 厚生省令第19号 厚生労働省令第107号 厚生労働省告示第264号	岡山県適合高齢者専用賃貸 住宅設置運営指導要綱 岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針・自己点検シート	
	都市計画法 建築基準法 消防法 バリアフリー法 高齢者の居住の安定確保に関する法律 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針		福祉のまちづくり条例
ソフト	介護保険法関係 厚生労働省令第35号 厚生省令第36号 厚生省令第37号 厚生省老企第52号 厚生省老企第25号 景品表示法 個人情報保護法・ガイドライン 労働法関係 公益通報者保護法 高齢者虐待防止法 消費者契約法 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン	外部評価制度	
	老人福祉法 老人福祉法施行規則 医療法関係 社会福祉法関係通知 厚生労働省告示第266号		
経営	事業収支計画に関するもの 利用料・契約内容等に関するもの		

## 2 介護保険指定事業者に対する指導 及び監査

*Outline*

### ■ 集団指導とは

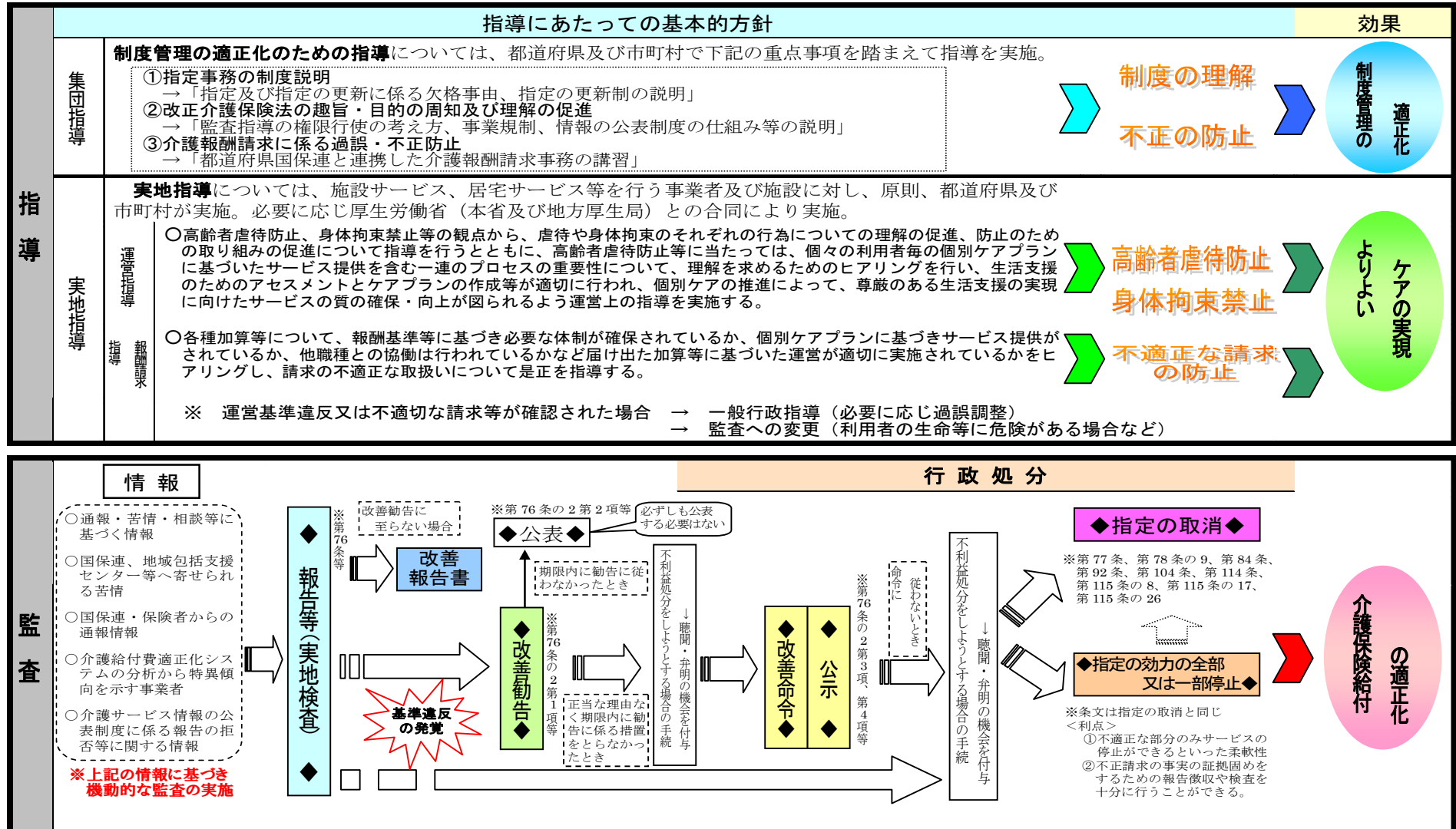
○ 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行う。

- ・指定、更新事務の制度説明
- ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

## 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査②

### Outline

### 都道府県・市町村が実施する指導・監査について



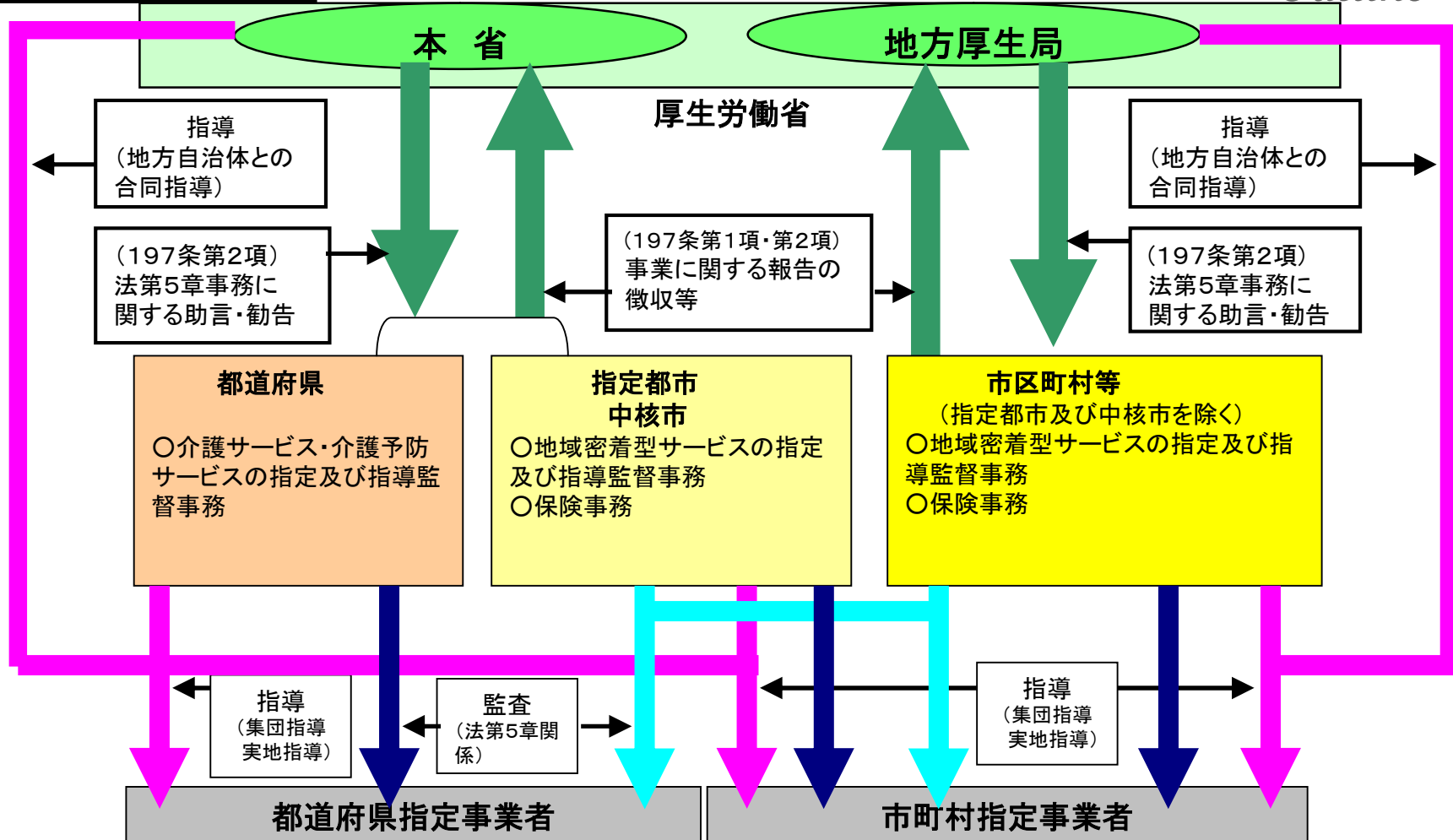
※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）

H21.2.10ブロック会議資料参考

**介護保険の指導監督体制**

**2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査③**

Outline



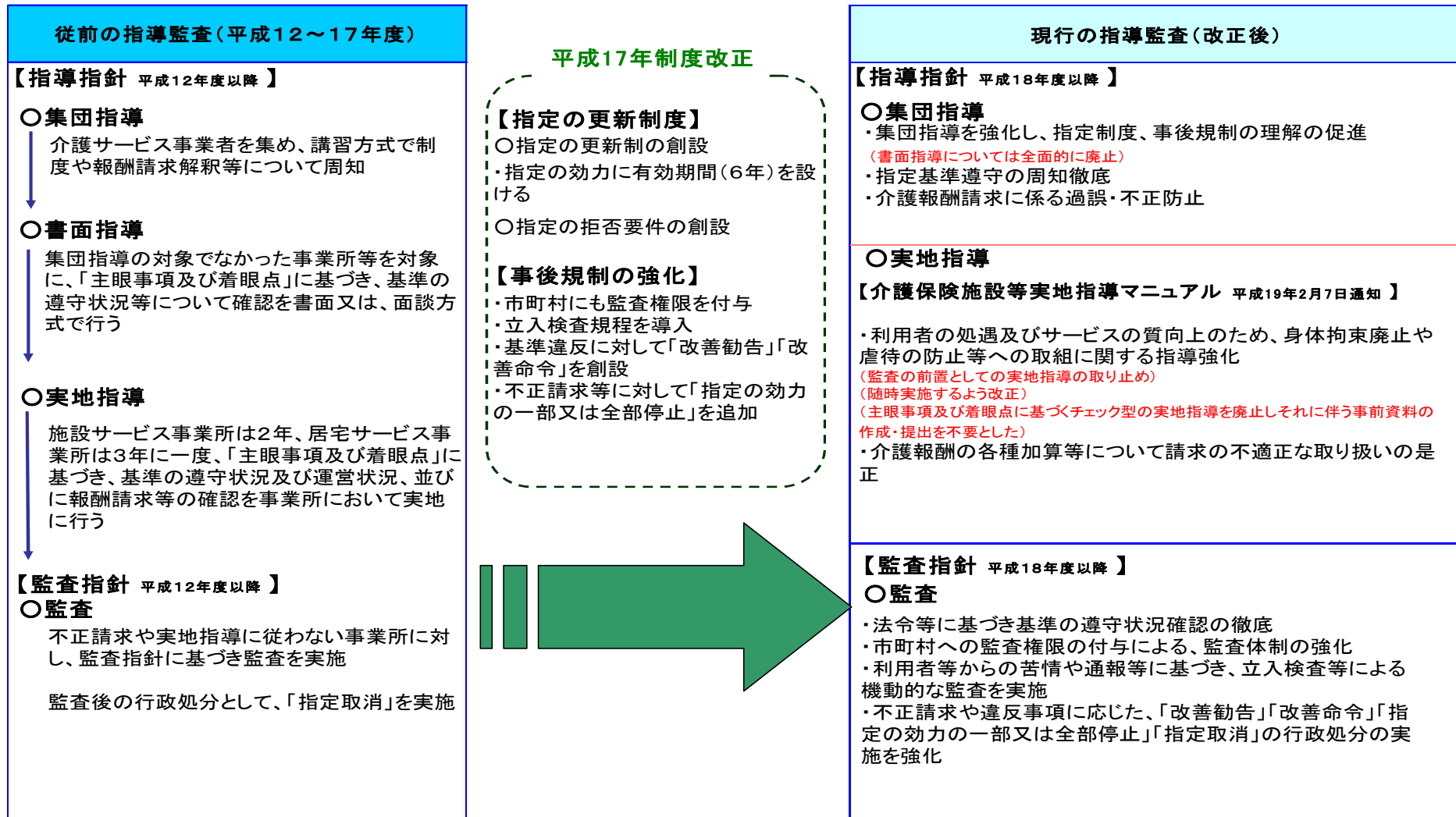
- ...国による自治体が行う法第5章事務に関する助言、勧告等
- ...指導(国、都道府県においては法第24条、市町村においては法第23条規定等による介護サービス事業者等からの報告徴収等を含む)
- ...監査(指定権者としての根拠に基づき実施)
- ...監査(保険者としての根拠に基づき実施)



## 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査④

### Outline

#### 介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等



2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査⑤

Outline

平成22年度 実地指導等の件数 《平成23年1月1日現在》

内容	県民局	備前	備中	美作	根拠・対象
実地指導		6	10	4	介護保険法第24条 特定施設
監査		0	0	0	介護保険法第76条 特定施設
立入検査		1	20	3	老人福祉法第29条 有料老人ホーム

※有料老人ホームの立入検査については、特定施設の実地指導 と同日に行う場合がある。

養護老人ホーム・軽費老人ホーム → 施設監査（一般監査・特別監査）  
※社会福祉法人の会計監査と合わせて行う場合、特定施設の実地指導は別途  
行う（同日には行わない）。

未届け有料老人ホーム→県又は市町村へ情報提供を！

## ■ 実地指導（１）

- 自己点検シート(岡山県版)により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを実施
- 政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導
- 不適切な報酬請求の防止

著しい運営基準違反が認められる  
場合等には機動的に監査へ変更。

### ①事前に提出を求める書類(原則)

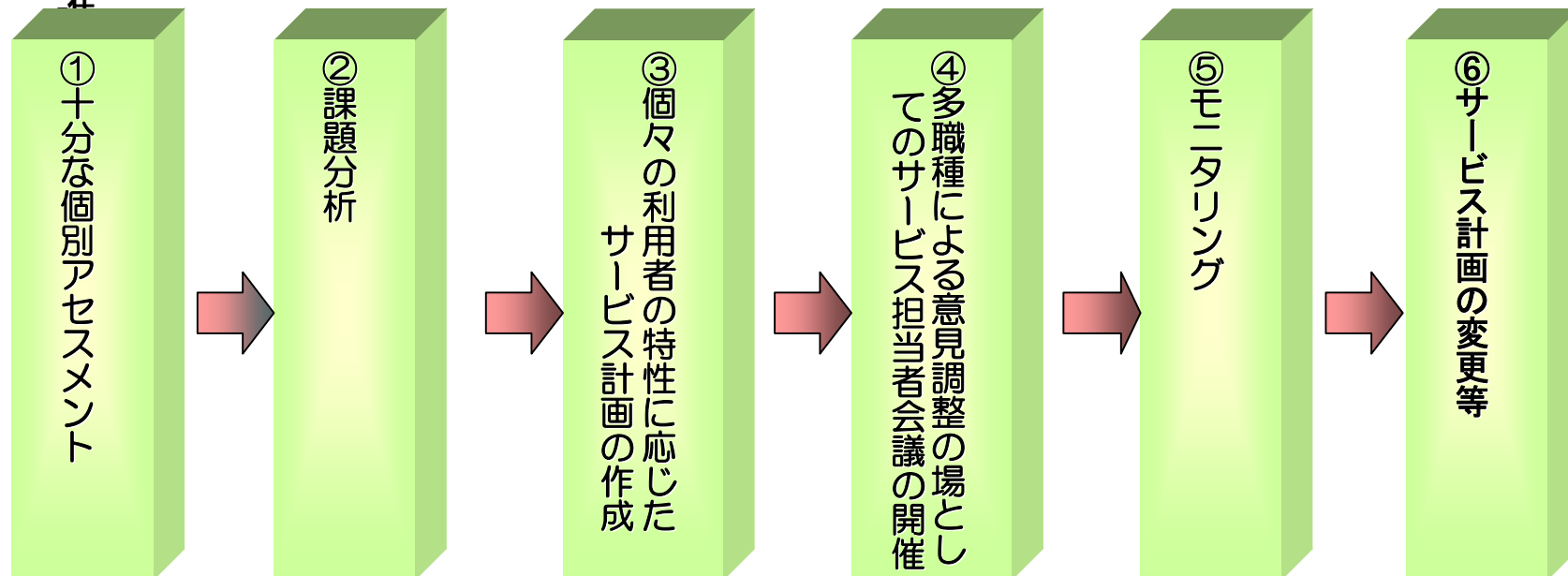
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(直近の1ヶ月)
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者

### ②実地指導日に提出を求める書類

- ・自己点検シート(人員・設備・運営編)(介護報酬編)

## ■ 実地指導（２）

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解、防止のための取り組みの促進について指導
- ・個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリング
- ・生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケア推進



## ■ 実地指導（3）

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・個別ケアプランに基づいたサービス提供
- ・多職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかをヒアリングにおいて確認することにより、不適正な請求の防止とよりよいケアへの質の向上を目的とする指導を実施し、不適切な部分については**過誤調整**を指示。（例）

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため、**返還を指導**する。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は、**返還を指導**する。
- ③厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q&A）の内容が遵守されていない場合は、**是正を指導**する。

## 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査⑨

### Outline

### ■ 監査（１）

入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行うもの。

監  
査

次の情報等から指定基準違反や不正請求が（疑いが）認められる場合には、関係市町村や関係機関とも十分な連携を図りながら、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払いを早期に停止させるための機動的な対応を行う。

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- 国保連・保険者からの通報情報
- 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

原則として、無通告（当日に通知）で実施する。

営  
利  
法  
人  
対  
象  
の  
書  
面  
検  
査

- （株）コムスの不正事案を受け、「経済財政改革に関する基本方針2007」（H19. 6. 19閣議決定）において、国が決定したもの。
- 「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」との方針が打ち出された。
- 任意抽出により、各県民局から監査（書面検査）実施通知を行うので、事業所は自己点検シート（営利法人監査用）を提出。

虚偽報告等の場合は、行政処分等の対象になるので十分に留意すること。

必要と認められる場合、実地の監査に切り替え

■ 監査（２）～行政処分等～

Outline

<p><b>報告等</b></p>	<p>介護サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出等を命じ、又は事業所への立入検査を行うことができる。 ※平成17年法改正で都道府県に指定権限がある介護サービス事業者についても、市町村にも「報告等」の監督権限が付与された。</p>
<p><b>改善勧告 (行政指導)</b></p>	<p>介護サービス事業者等に対し、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。</p>
<p><b>改善命令 (行政処分)</b></p>	<p>改善勧告によっても正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。また、改善命令をした場合は、公示しなければならない。</p>

<p><b>指定の効力の全部又は一部停止 (行政処分)</b></p>	<p>サービス種類</p>	<p>停止の内容の例</p>
	<p>全サービス共通</p>	<p>新規利用者・入所者へのサービス提供に対する指定効力停止</p>
	<p>通所・訪問サービス系</p>	<p>代替サービス確保の上、一定期間の指定効力停止(全部停止)</p>
	<p>居宅介護支援系</p>	<p>不適切なケアプランを作成するケアマネジャーに対する指定効力停止</p>
<p>※現にサービス提供を受けている利用者について、指定の効力の停止により不利益を被ることとならないよう十分配慮が必要。</p>		
<p><b>指定の取消 (行政処分)</b></p>	<p>改善勧告・改善命令や指定の効力の停止の措置を取っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過出来ない場合に行う。 (不正な手段により指定を受けたときや不正請求等の場合については、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことも可。)</p>	

2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査⑪

平成21年度実地指導結果(前回集団指導指摘事例、指導内容)

Outline

表にまとめました。  
参考にしてください。

今後、更新していきます。

◎実地指導結果《ある施設で見られた事例と指導内容》

項目	事例	指導内容	参照条文等
事業者の指示の停止	<p>●インシュリン注射について、朝・夕の時間帯は看護職員が配置されていない時間帯であるため、代わりに介護職員が注射を行っている。</p> <p>●たん吸・酸素吸入について、介護福祉士の資格があればできると思い、当該資格を持つ介護職員が行っている。</p>	<p>国では様々な議論を踏まえて、平成21年度から一部の特別養護老人ホームでモデル事業を行うなど何らかの方策を検討している段階ですが、現行の法令・制度では、ヘルパーが医療行為を行うことは禁止されており、罰則を伴います。</p> <p>いずれにしても、医師の指示が必要であることに注意してください。また、医師の指示のもと行うことができるのは、看護師又は准看護師であり、介護福祉士の資格を有しても、そのような効果はありません。</p>	<p>(根拠条文) 医師法第17条 →「医師でなければ、医業をしてはならない。」 保健師助産師看護師法第31条 →「看護師でない者は、第5条に規定する業(療養上の世話・診療の補助)をしてはならない。」</p> <p>●介護の現場で「医療行為」と疑義が生じやすいものが多い行為 (医師、看護師等以外が行うことができない行為) →「医師法第17条、歯科医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条の解釈について」H17.7.28 老振発第0728001号を参照。介護報酬の解釈2 P.28～29</p> <p>●看護職員は医師の指示があれば、診療の補助行為(点滴、注射等)は可能。 ※介護保険の訪問看護等居宅サービスの実施は認められないが、末期がん・難病患者及び急性増悪等の場合は医療保険での訪問看護は認められる。 →医療行為については個別具体的な判断が必要であり、県・国に問い合わせを →看護職員不在時の「無資格者によるインシュリン注射」等を防止するには、勤務配置について配慮する必要がある。</p>
身体拘束禁止	<p>●家族の同意さえ取り付ければ、身体拘束を行うことができると考えている。</p> <p>●説明書の中で、拘束開始日時が記載されているが、解除予定日時がない。</p> <p>●日々の観察記録が不十分である。</p> <p>●毎月の身体拘束廃止委員会での対応を記載しているものはあるが、日々の観察とまでは言えない。</p>	<p>本人及び家族が同意した上で、同意を得ることは、あくまで3要件を満たし、かつ、施設内で十分な検討がなされてはじめて行われるべきものであり、同意だけが直接の要件ではありません。</p> <p>3要件の一つである「一時性」を遵守していないことと伺います。身体拘束はあくまで一時的なものであり、漫然と行うものではありません。</p> <p>身体拘束を行っている入居者の情報については、必ずしも専用のファイルに記録を求めません。 しかしながら、一般的な考え方として、一刻も早く身体拘束を解除するためには、一般入居者以上に観察を行い、「代替方法はないのか。」「何が原因なのか。」を常に検討することが大切ですと考えられます。 したがって、日々の観察を一般入居者以上にを行い、記録に残すことが必要と考えられます。</p>	<p>《三つの要件をすべて満たすことが必要》</p> <p>◆切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと</p> <p>◆非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと</p> <p>◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</p>

参照条文等



### 3 業務管理体制の整備について

Outline

まず、こちらの資料を御覧ください！

#### 業務管理体制の整備について

##### 1 業務管理体制の整備

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられ、事業者ごとに届け出ることとされています。

しかしながら、届け出れば、「業務管理体制の整備」が終わったわけではありません。

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していただくことが本来の趣旨です。

##### ●コンプライアンス（法令遵守）

コンプライアンス（compliance）は、「法令遵守」と訳されていますが、単に法令を守ることではなく、広義には、「企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること」（出典：「大辞林 第二判」）と捉えられています。

1 業務管理体制の整備

Outline

『届け出れば、「業務管理体制の整備」が終わったわけではありません』

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス(法令遵守)を向上していただくことが本来の趣旨です。

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

『一般検査の内容』

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容 等

3 事業者・法令遵守責任者の責務

『「業務管理体制の整備に関する報告」を行うこと』

- ・法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているか自己点検
- ・今後のコンプライアンス向上のための取組を考えるきっかけ

『検査のない年  
においても』

自己点検により、法令等遵守態勢を検証、改善等継続的に取り組む

- ・届出先の変更(新たに事業所ができた)
- ・業務管理体制の変更(事業所数が増えた)

手続が必要です！  
→県民局に御相談を！

## 4 個人情報取扱のガイドライン改正

Outline

まず、こちらの資料を御覧ください!

医療・介護関係事業者における  
個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

平成16年12月24日  
〔平成18年4月21日改正〕  
〔平成22年9月17日改正〕  
厚生労働省

そもそも

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」  
(以下「本ガイドライン」といいます。)とは？

本ガイドラインの「趣旨」によると…

p.1

ガイドライン  
記載ページ

本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定めるものであり、厚生労働大臣が法を執行する際の基準となるものである。

「個人情報の保護に関する法律」…

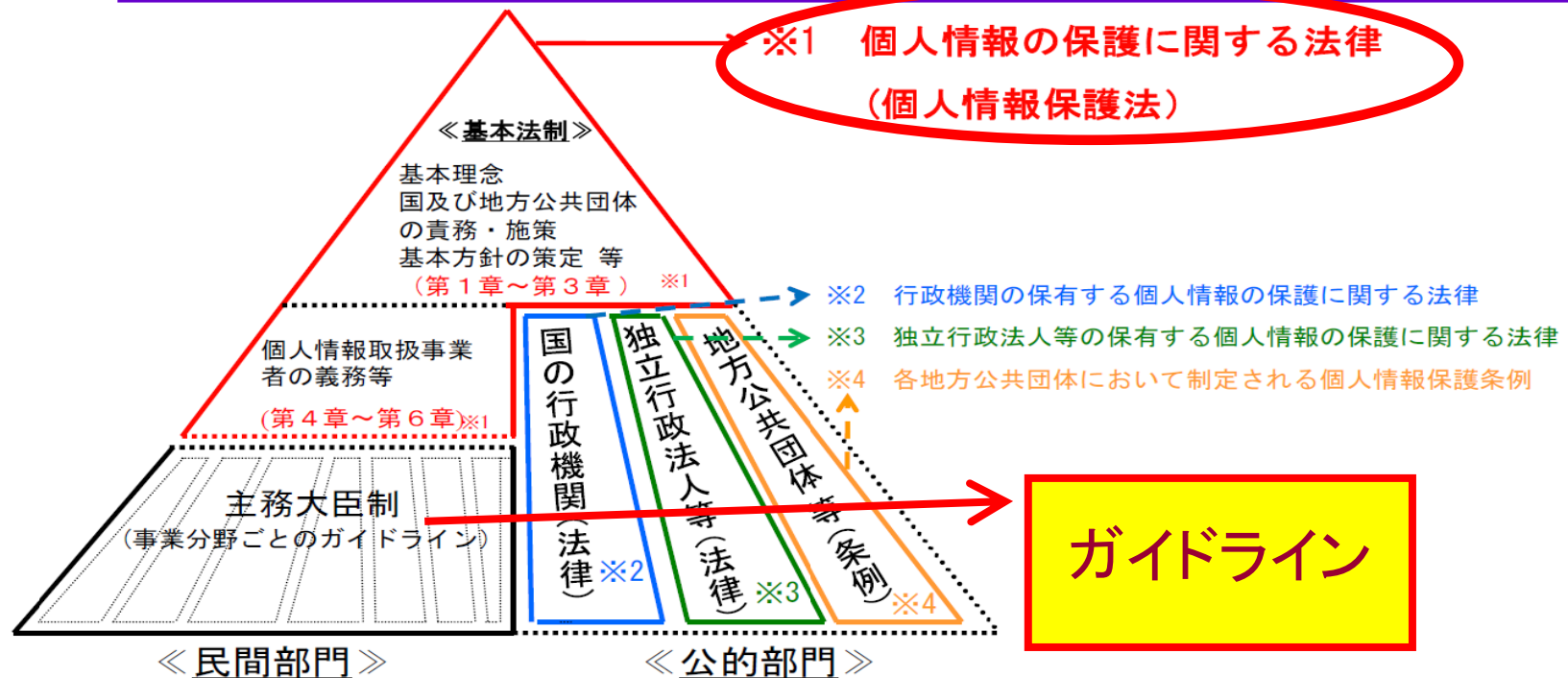
法律とガイドラインとの位置付けは...

Outline

消費者庁  
Consumer Affairs Agency

## 個人情報保護法の概要

### ① 個人情報保護法制の体系イメージ



★ここがポイント！

- 一定の民間事業者(個人情報取扱事業者)が取り扱う個人情報については、「個人情報保護法」が、都道府県・市町村が取り扱う個人情報については、それぞれが定める「個人情報保護条例」が適用される。

出典:平成22年度 個人情報保護法 説明会 資料  
消費者庁ホームページ

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/kouenkai/2010honpen1.pdf>

法律で義務規定が適用される事業者とは...

Outline

消費者庁  
Consumer Affairs Agency

## 個人情報保護法の概要

### ② 個人情報保護法の適用範囲

個人情報保護法の義務規定が適用される「個人情報取扱

ガイドラインの遵守

#### 基本理念

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重  
ることにかんがみ、その適正な取扱いが図られ

「法令上の義務等を負わない医  
療・介護関係事業者にも本ガイド  
ラインを遵守する努力を求める」

#### 義務規定 (法第4章～)

##### ■ 個人情報取扱事業者

**5,000**人分を超える※個人情報を  
データベース化してその事業活  
動に利用している者 (施行令2条)

これには該当しない  
→ しなくてよい?

■ 左記以外の事業者

※過去6ヶ月間に一度でも超えていれば該当。

#### ★ここがポイント!

- 法の義務規定が適用されるのは、5,000人分を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している「個人情報取扱事業者」のみであり、これに該当しない一般私人やその他の事業者には、法の義務規定は適用されない。

3

## ガイドラインの概要

### 目次

- I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方
- II 用語の定義等
- III 医療・介護関係事業者の義務等
- IV ガイドラインの見直し等
- 別表1～6

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

p.9～37

1. 利用目的の特定等(法第15条、第16条)
2. 利用目的の通知等(法第18条)
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保  
(法第17条、第19条)
4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督  
(法第20条～第22条)
5. 個人データの第三者提供(法第23条)
6. 保有個人データに関する事項の公表等(法第24条)
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示(法第25条)
8. 訂正及び利用停止(法第26条、第27条)
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条、第30条)
10. 理由の説明、苦情対応(法第28条、第31条)

今回  
改正箇所



9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条、第30条)

(開示等の求めに応じる手続)

法第二十九条 個人情報取扱事業者は、…(中略)…その求め(開示等の求め)を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

(第2項以下 略)

法第三十条 (手数料) 略

p.34~36

ガイドライン(抜粋)

・医療・介護関係事業者は、以下の点に留意しつつ、保有個人データの開示等の手続を定めることが望ましい。

開示等の求めの方法は書面によることが望ましいが、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、

開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。

今回改正箇所

参考:厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等  
厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>

参考となるホームページ

## 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

参考：厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等  
厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>

## 「個人情報の保護に関する法律」

出典：平成22年度 個人情報保護法 説明会 資料  
消費者庁ホームページ  
<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/kouenkai/2010honpen1.pdf>